

小矢部市不育症治療費助成事業

不育症は、妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう場合を言いますが、近年適切な治療により出産にたどりつくことがわかってきました。しかし、治療には高額な医療費がかかります。

小矢部市では、不育症治療を受けているご夫婦の経済的負担軽減のために治療費の助成をいたします。

■ 対象となる治療

不育症と診断され、その治療にかかった費用について、助成します。

- ・小矢部市に住所のある期間のものに限ります。
- ・保険診療適用・適用外の治療であるかは問いません。
- ・不育症治療のための検査等も含めます。
- ・文書料や食事代・病衣等の費用は助成の対象にはなりません

■ 対象となる方 《次の①～④のすべてに該当するご夫婦が対象です》

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日に小矢部市に住所を有しかつ小矢部市民である期間が1年以上の夫婦
- ② 市税の滞納がない夫婦
- ③ 医療保険に加入している夫婦
- ④ 医師により、不育症と診断され、その治療を受けた方（夫婦）

■ 助成の内容

不育症治療にかかった費用に対し、年度30万円を限度に助成します。

■ 申請方法 次の①～④の書類を添えて、小矢部市こども家庭課窓口で申請ください。

- ① 小矢部市不育症治療費助成金交付申請書
- ② 小矢部市不育症治療費助成金事業受診等証明書
- ③ 医療機関発行の領収書及び診療報酬明細書
- ④ 助成金を振り込む申請者名義の口座のわかるもの（例：通帳の写し）

① 及び ② の書類様式は、
こども家庭課で配布いたします。

助成金は、治療が終了した日の属する年度に速やかに申請をしてください。

～詳しくは、こども家庭課にお問い合わせください～

■ 申請及び問い合わせ先

小矢部市こども家庭課 小矢部市鷺島 15 小矢部市総合保健福祉センター1階

☎：67-8603 e-mail:kodomo@city.oyabe.lg.jp

